





令和7年度

引渡

各出品団体



詳細はこちら



11月11日(火) [

※参加団体いずれの会場でも全品入札可

落札 11月17日(月) 入金

11月18日(火) ~ 25 日(火) ★11月18日(火)~21日(金)

※9~17時 ☞各出品団体

★11月25日(火)10時~15時 ☞朝倉市

【注意事項】

- ●公売物件、入札等に関することの詳細は、下記団体にお問い合わせ
- ●公売前に滞納が完納になった場合、対象の差押財産は公売中止と なります。

お問合せ(参加団体)

- ◇久留米市 0942-30-9006
- ◇うきは市 0943-75-4977
- ◇筑前町 0946-42-6604
- ◇小郡市 0942-73-9102
 - ◇朝倉市 0946-28-7564 ◇東峰村 0946-74-2311
- ◇大刀洗町 0942-77-0172 ◇福岡県久留米県税事務所 0942-30-1029

合同公売会とは

公売とは、税金の滞納者から差し押えた財産を入札の方法で売却することです。合同公売会では、複数の団体の公売を同時に行います。

公売会の参加方法

事前の参加申込は不要です。

- ※代理人が入札する場合は、委任状が必要となります。
- ※現物を確認される場合は、事前に各出品団体までご連絡ください。

期間入札の流れ

- ・入札期間は、令和7年 11 月 11 日(火)~令和7年 11 月 14 日(金)の4日間で、9 時から 17 時までです。
- 入札は、参加団体のどの会場でも行うことができます。

入札

◎入札は、1物件につき1回です。

同じ物件に2枚以上の入札書を投函された場合、いずれの入札書も無効となります。 また、記入漏れ、記入内容が判別できない場合、金額の訂正はできませんので、ご注 意ください。

◎入札希望の物件を確認し、入札書を記入します。

入札は、見積価額(最低公売価格)以上の金額で行ってください。

入札は、参加団体の会場に設置した入札箱に投函する方法で行います。

入札できる時間は、各日の9時から 17 時までとなっていますので決められた時間内に 投函してください。

落札

◎令和7年 11 月 17 日(月)10 時に朝倉市役所本庁別館 2 階第 1 会議室で開札します。

◎見積価額以上でかつ最高価額の入札者を落札者とします。

◎開札終了後、落札された方に落札決定の連絡をいたします。

※最高価額の入札者が2名以上の場合は、令和7年 11 月 25 日(火)10 時から 10 時 30 分の間で朝倉市役所 朝倉支所2階 201 会議室にて追加入札を行います。

◎落札者は、本人確認書類(運転免許証等)を提示し、公売代金(現金のみ)を納付してください。法人の場合は、本人確認書類(運転免許証等)と代表者印をお持ちください。 納付場所は下記一覧表のとおり

代金納付



11/18(火) 9 時 ~21(金) 17 時まで

(朝倉市・大刀洗町・筑前町・久留米市・久留米県税事務所)

各出品団体(×1)

11/25(火) 10 時~15 時まで 朝倉市役所朝倉支所 2階 201 会議室

物件引渡

- ◎代金納付後、物件を引き渡します。
- ◎引き渡し場所は、代金納付場所(※1)と同様となります。

※注意事項※

ブランド名や作者名、焼き物の名称等の記載は、本物であることを保証するものではありません。

電化製品等についても、動作や品質を保証するものではありません。

出品物は、未使用品であっても、中古品扱いとします。経年劣化や汚れ、傷等がある物件もあります。

公売物件の見積価額(最低公売価額)は、低く設定されています。

返品はできませんので、よく現物を確認し、注意事項に納得の上、入札にご参加ください。

※公売前に滞納が完納になった場合、対象の差押財産は公売中止となります。